

目次

平成 27 年度大好きいばらき企業説明会 参加者募集！	1
平成 27 年度労働政策課主要事業の概要	2
平成 27 年度職業能力開発課主要事業の概要	3
平成 27 年度茨城労働局労働行政運営方針	4
労働保険年度更新申告書受理相談会	5
全国安全週間実施要項/平成 26 年労働災害発生状況	6
熱中症を防ごう	7
第 30 回 男女雇用機会均等月間/[キャリアアップ助成金]について	8
高齢者雇用確保措置について	9
新規学校卒業者の就職に関する申し合わせ/「若者応援宣言企業」になりませんか	10
「夏の生活スタイル変革」に向けた取り組みを	11
労働委員会の窓から	12~14
地域産業人材 U I J ターン定着推進事業	15
メーカーが実施されました/仕事と生活の調和支援奨励金について	16

～茨城で働こう！君にぴったりの会社がある！～

平成27年度 大好きいばらき企業説明会 参加者募集！

【対象者】平成 28 年 3 月大学院・大学・短大・専修学校等卒業予定者及び既卒未就職者

【参加予定事業所数】水戸会場 60 社・土浦会場 40 社

【開催日・場所】

	水戸会場	土浦会場
開催日	6月16日(火曜日)	6月25日(木曜日)
場所	ホテルレイクビュー水戸 水戸市宮町1-6-1 (水戸駅より徒歩3分)	ホテルマロウド筑波 土浦市城北町2-24 (土浦駅より徒歩12分)

※詳しくは労働政策課ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/h27daisuki/index.html>

【お問い合わせ】茨城県商工労働部労働政策課雇用促進対策室 TEL 029-301-3645



平成 27 年度労働政策課主要事業の概要

1 いばらき就職・生活総合支援センター事業

若年者をはじめとする就職希望者に対して、就職相談から職業紹介までの一貫したサービスを提供するとともに、各センターから遠距離の地域における出張相談を実施しています。

また、離職された方の再就職支援、若年者の正規雇用支援、女性・中高年齢者の再就職支援及び新規立地企業や地域の中小企業に対する人材確保支援を行っています。

- 水戸市三の丸 1-7-41 (祝日・年末年始は休業)
○就職支援 (平日 9:00-20:00, 土日 9:00-17:00)
TEL 029-300-1916 ※職業紹介は
029-300-1715 平日 9:00-16:00 のみ
○労働相談 (平日 9:00-20:00, 土日 10:00-16:00)
TEL 029-233-1560
○生活支援 (月・水・金 10:00-16:00)
TEL 029-232-1245

2 地域産業人材 U I J ターン・定着促進事業

本県産業を担う人材の確保・定着を図るため、県内外の大学及び経済団体と連携し、インターンシップの実施をはじめ、都内学生等を対象とした合同就職面接会の開催による本県への U I J ターンと、県内学生向け企業セミナーの実施等による地元定着を促進する。

3 大学等就職面接会開催事業

大学等卒業予定者の就職機会の拡大と県内企業の人材確保を図るため、「大好きいばらき企業説明会・就職面接会」を開催します(説明会・面接会ともに2会場で実施予定)。

4 大卒等未就職者人材育成事業

大学等を卒業後、未就職となっている若者等の早期就職を図るため、ビジネスマナーなど必要な基礎研修や企業での実務研修を実施することにより、仕事に関する知識・技能の取得と正規雇用化を支援します。

5 女性就職促進事業

女性の働きやすい企業を募り、面接会を開催します。(県内2会場で実施予定)
また、女性専用の相談窓口をいばらき就職・生活総合支援センター(水戸市三の丸)に設置しました。

6 高齢者労働能力活用事業

働く意志と能力を持った高齢者に対して就業機会を提供するシルバー人材センター連合会の運営費の一部を助成します。

7 障害者就職面接会開催事業

事業者への障害者雇用の理解を深め、障害者の就職機会の拡充を図ります。前期(9,10月)5会場、後期(2月)5会場で実施予定です。

8 市町村等緊急雇用創出事業

国の交付金を財源に造成した「茨城県雇用創出等基金」を活用し、市町村に補助金を交付して被災者の雇用の場の確保など地域の実情に応じた事業を推進し、雇用・就業機会の創出を図ります。

- (1) 震災等緊急雇用対応事業
被災求職者に対する雇用創出事業や雇用機会を提供した上で地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつける事業を実施します。
- (2) 地域人づくり事業
若者や女性、高齢者等の失業者に対して雇用機会を提供し

た上で地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業や生産性の向上、販路拡大等の事業者の取組を支援し在職者の賃上げ等の処遇改善を図る事業を実施します。

9 事業復興型雇用創出事業

被災地域において将来的に地域の雇用創出の中核となることが期待される事業の事業主が被災求職者を雇用する場合に、産業政策と一体となり、雇用に係る費用の一部を事業主に助成します。

10 処遇改善プロセス支援事業

県内企業等における生産性の向上や販路拡大等の取組を通じて売上や利益の増大を図り、賃上げ等の従業員の処遇改善を図る取組を幅広く支援します。

11 緊急生活支援融資資金貸付制度

失業者や勤労者に対する緊急生活支援対策として、生活資金を中央労働金庫と協調して低利で貸し付けます。

- (1) 失業者等生活資金融資制度
県内にお住まいの勤労者が、失業したり、給料の遅配を受けたりした場合に、日常生活に必要な生活資金をお貸しします(貸付限度額 50 万円, 利率 1.2%)。
- (2) 勤労者生活資金融資制度
県内にお住まい又は勤務する方に、冠婚葬祭、病気による入院、子どもの学校入学、災害等のために必要な生活資金をお貸しします(貸付限度額 100 万円, 利率 1.7%)。

12 育児休業・介護休業者生活資金貸付制度

茨城県内にお住まいの勤労者が、育児休業や介護休業を取得した場合、休業期間中の生活に必要な資金をお貸しします(貸付限度額 100 万円, 利率 1.5%)。

※11・12の貸付制度についてのお問い合わせは
中央労働金庫 茨城県本部 TEL 029-221-4181
または中央労働金庫県内各支店へ

13 仕事と生活の調和推進事業

労働者が、仕事と生活を両立することができ、いきいきと働くことができるワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて次の取組を促進・支援します。

- (1) 住民の理解や合意形成促進
「いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会」や、機運醸成を図る為のシンポジウムの開催や、研修会等の講師としてアドバイザーを派遣します。
- (2) 中小企業経営者等の取組促進
「仕事と生活の調和推進計画」の策定を推進するとともに、アドバイザーによる中小企業への普及・啓発を行います。
また、事業所の取組や先進事例等の紹介、事業者・勤労者・県民等との情報交換等を気軽に行える場としてフェイスブックに専用ホームページ「いばらきワーク・ライフ・バランス倶楽部」を開設・運営します。
- (3) 「仕事と生活の調和支援奨励金」の支給
育児・介護休業法が努力義務としての休業制度や短時間勤務制度等を導入し、実際に制度を一定の期間利用した従業員がいた場合に、中小企業主に対して支給します。
※支給額：1人目 30 万円, 2人目 10 万円

【お問い合わせ】

茨城県商工労働部労働政策課
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
TEL : 029-301-3640
<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/index.html>

平成 27 年度職業能力開発課主要事業の概要

県立産業技術短期大学校において、高度で実践的な IT 関連技術者の育成を図るとともに、県立産業技術専門学院（6 学院：水戸、日立、鹿島、土浦、筑西、古河）において、「新規学卒者訓練」、「離職者等訓練」、「在職者訓練」の各種職業訓練を実施します。

1 新規学卒者訓練事業

高等学校の新規学卒者等を対象に、職業に必要な知識・技能を習得する訓練を行います。

- (1) 産業技術短期大学校
情報システム科、情報処理科の 2 コース
(定員：80 名、訓練期間：2 年)
- (2) 産業技術専門学院
自動車整備科、電気工事科、金属加工科、
機械システム科等延べ 12 コース
(定員：380 名、訓練期間：1～2 年)

2 離職者等訓練事業

離職者等の再就職を促進するため、公共職業安定所との連携を図りながら再就職のために必要な知識・技能を習得する訓練を行います。

- (1) 施設内訓練（各産業技術専門学院で実施）
建築科、パソコン CAD 科、溶接科 6 コース
(定員：80 名、訓練期間：6 ヶ月～1 年)
- (2) 委託訓練（専門学校等へ委託）
OA システム科、介護福祉科、介護サービス科、
医療事務科等 100 コース
(定員：1,656 名、訓練期間：1 週間程度～2 年)

3 在職者訓練事業

中小企業の従業員等を対象とし、職務に必要な知識や技能の習得、資格取得のため、概ね 2～5 日間程度の訓練を行います。

99 コース（技能向上、IT、オーダーメイド）、
定員 1,385 名

【内訳】

- ・技能向上コース 47 コース、定員 795 名
- ・IT コース 16 コース、定員 210 名
- ・オーダーメイドコース
36 コース、定員 380 名

4 障害者に対する職業能力開発事業

(1) 知的障害者職業能力開発事業
水戸産業技術専門学院において、知的障害者を対象に職業訓練を行います。

- ・総合実務科（定員：20 名、訓練期間：6 ヶ月）
- (2) 障害者委託訓練事業
専門学校、社会福祉法人、企業等に委託して、
障害者を対象に職業訓練を行います。
 - ・知識・技能習得訓練コース
(定員：15 名、訓練期間：3 ヶ月)
 - ・実践能力習得訓練コース
(定員：1 名～、訓練期間：1 ヶ月)

5 デュアルシステム事業

学校卒業後未就職でいる方やフリーター等を対象に、再就職のために必要な知識・技能を習得するため教育訓練と企業での実習を組み合わせた訓練を行います。

- ・専門学校等に委託し、OA システム科、介護サービス・介護事務科等 7 コースを実施。
(定員：140 名、訓練期間：3 ヶ月又は、4 ヶ月)

6 いばらき名匠塾事業

ものづくりマイスター等の優れた技能者が培ってきた技能を伝承するための講座を開催します。

- ・講座内容：旋盤コース、溶接コース、電子機器組立コースなど
- ・対象者：中小企業で働く中堅青年技能者
(概ね 20 歳代から 30 歳代)
- ・定員等：各コース 5 名以内（各産業技術専門学院でコース実施）
総定員 30 名

7 茨城県職業人材育成センター運営事業

企業等に対する職業能力開発の拠点及び技能検定会場等、能力評価の振興を図る拠点として運営します。

- ・名称：茨城県職業人材育成センター
- ・所在地：水戸市水府町 864-4
- ・用途：技能検定会場、県及び事業主・事業主団体等が行う職業訓練、研修室の貸出し等

8 ものづくり振興・人材育成事業

ものづくりマイスターの認定等を行うとともに、高校生を対象としたジュニア技能インターンシップ事業を実施します。

- ※ ものづくりマイスター：優れた技能を有し、
技能の維持・継承や人材育成のできる者

【お問い合わせ】

茨城県商工労働部職業能力開発課
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
TEL：029-301-3653
<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/shokuno/index.html>

平成27年度茨城労働局労働行政運営方針

平成27年度において、茨城労働局では、各行政課題に対して、以下のとおり取り組むこととしています。

■総合労働行政機関として推進する重点施策

- ①広報を通じた行政展開の推進
- ②総合労働セミナーの開催
- ③労働法制の普及に関する取組
- ④労働条件の確保、雇用の安定等を図るための総合的施策の実施

■労働基準行政の重点施策

- ①働き方改革の推進について
- ②労働条件の確保・改善対策
- ③適正な労働条件の整備
- ④最低賃金制度の適切な運営
- ⑤労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり
- ⑥労災補償対策の推進

■職業安定行政の重点施策

- ①雇用施策に関する数値目標
- ②職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進
- ③地方自治体と一体となった雇用対策の推進
- ④民間を活用した就職支援等
- ⑤失業なき労働移動の実現
- ⑥人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善
- ⑦正社員希望者等に対する就職支援
- ⑧若者の雇用対策の推進
- ⑨高齢者の雇用対策の推進
- ⑩障害者等の雇用対策の推進
- ⑪子育てを行っている女性等に対する雇用対策の推進
- ⑫職業訓練を活用した就職支援
- ⑬外国人の雇用対策の推進
- ⑭特別な配慮が必要な者等に対する雇用対策の推進
- ⑮雇用情勢の悪化している地域に対する雇用対策
- ⑯民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進
- ⑰雇用保険制度の安定的運営
- ⑱ハローワークシステムにおける適切な個人情報管理の徹底
- ⑲ハローワークにおいて提供するサービスの積極的な外部発信とハローワークのサービス改善・向上

■職業能力開発行政の重点施策

- ①地域のニーズに即した公共職業訓練・求職者支援訓練の展開
- ②ジョブ・カード制度の推進
- ③労働者・企業の職業能力開発への支援
- ④二ートの若者等の職業的自立支援
- ⑤障害者の職業能力開発の推進

■雇用均等行政の重点施策

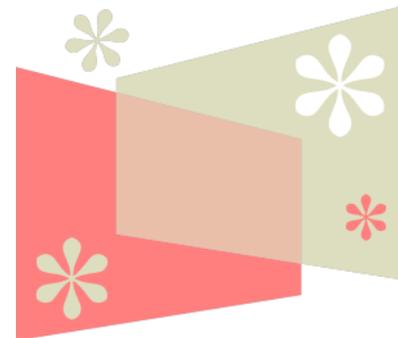
- ①雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進
- ②職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
- ③パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

■労働保険適用徴収業務等の重点施策

- ①労働保険料等の適正徴収等
- ②労働保険の未手続事業一掃対策の推進
- ③雇用保険料率の周知徹底

■個別労働関係紛争の解決の促進

- ①総合労働相談コーナーの機能強化
- ②効果的な助言・指導及びあっせんの実施
- ③関係機関・団体との連携強化



*各施策の詳細につきましては、
茨城労働局 水戸市宮町 1-8-31
TEL 029-224-6211
までお問い合わせください。

労働保険の年度更新手続はお早めに

＜受理相談会を開催いたします＞

労働保険の年度更新及び一般拠出金の申告・納付は、平成27年6月1日から7月10日までとなります。
送付されている「労働保険年度更新 申告書の書き方」等により申告書を作成され、期日までに申告手続をお願いします。

初めて年度更新手続をされる方、申告書作成の上でご不明な点のある方等のために、各労働基準監督署等で受理相談会を開催するとともに、労働保険年度更新コールセンター（0120-949-732）も開設しますので、お気軽にご利用下さい。

平成27年度 労働保険年度更新申告書 受理相談会日程表

署別	月 日	時 間	会 場
水戸	7月8日(水)・10日(金)	9:00~16:00	茨城県職業人材育成センター本館研修室 A41 (水戸市水府町 864-4)
	7月8日(水)	9:30~16:00	常陸太田市商工会 大会議室 (常陸太田市中城町 3210)
	7月9日(木)	9:00~16:00	茨城県職業人材育成センター本館研修室 A11 (水戸市水府町 864-4)
	7月9日(木)	10:00~16:00	大子町立中央公民館 第1研修室 (久慈郡大子町大字池田 2669)
	7月10日(金)	9:30~16:00	常陸大宮市文化センター 会議室 1 (常陸大宮市中富町 3135-6)
日立	7月8日(水)・9日(木)・10日(金)	9:00~16:00	日立労働基準監督署 会議室
	7月9日(木)	9:30~15:30	ハローワーク高萩 会議室 (高萩市本町 4-8-5)
土浦	7月8日(水)・9日(木)・10日(金)	10:00~16:00	ワークヒル土浦 [土浦市勤労者総合福祉センター 研修室(1)] (土浦市木田余東台 4-1-1)
	7月10日(金)	10:00~16:00	小美玉市四季文化館(みの〜れ) 練習室(1) (小美玉市部室 1069)
筑西	7月8日(水)・9日(木)・10日(金)	9:00~16:00	筑西労働基準監督署 会議室 (筑西市下中山 581-2)
古河	7月8日(水)・9日(木)・10日(金)	9:00~16:00	古河労働基準監督署 2階会議室 (古河市東 3-7-32)
常総	7月8日(水)・9日(木)・10日(金)	9:00~16:00	常総労働基準監督署 会議室 (常総市水海道淵頭町 3114-4)
龍ヶ崎	7月8日(水)・9日(木)・10日(金)	9:00~16:00	龍ヶ崎労働基準監督署 1階会議室 (龍ヶ崎市川原代町 4区 6336-1)
鹿嶋	7月8日(水)・9日(木)・10日(金)	9:00~16:00	鹿嶋労働基準監督署 屋外会議室 (鹿嶋市宮中 1995-1)

お問合せ先は、茨城労働局労働保険徴収室（029-224-6213）または最寄りの労働基準監督署まで
(HP) <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

平成27年度全国安全週間

～危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場～

趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で88回目を迎えます。

労働災害を防止するためには、基本である整理・整頓・清潔・清掃（4S）をトップ自ら励行し、職場全体に浸透させ、機械設備の安全基準や作業手順などの基本的なルールを守ることに加え、職場に潜む危険などは「見える化」による取り組みを行い、安心して働くことができる職場づくりを目指していく必要があります。

このような観点から、平成27年度の全国安全週間は、「**危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場**」をスローガンとして展開されます。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図ることとします。

期 間

平成27年7月1日から7月7日（準備期間：平成27年6月1日から6月30日）

平成26年 茨城県内の労働災害発生状況

～休業災害は前年比4.6%増、死亡災害は5名増～

業 種 別	休業4日以上		死亡災害		増減	
	25年	26年	25年	26年	休業	死亡
計	2,757	2,884	35	40	+ 127	+ 5
製造業	790	838	7	9	+ 48	+ 2
□ 食料品	230	244	0	1	+ 14	+ 1
□ 化学	60	68	2	0	+ 8	- 2
□ 金属製品	165	156	1	1	- 9	+ 0
建設業	358	375	12	10	+ 17	- 2
□ 土木	101	78	4	1	- 23	- 3
□ 建築	176	192	5	6	+ 16	+ 1
□ その他	81	105	3	3	+ 24	+ 0
運輸交通業	427	398	4	6	- 29	+ 2
□ 道路貨物運送業	371	352	4	6	- 19	+ 2
貨物取扱業	31	38	0	2	+ 7	+ 2
農林業	41	57	1	0	+ 16	- 1
畜産水産業	126	119	0	2	- 7	+ 2
商業	346	383	8	4	+ 37	- 4
□ 小売業	272	305	7	4	+ 33	- 3
社会福祉施設	109	108	0	0	- 1	+ 0
その他	529	568	3	7	+ 39	+ 4

(注) 1. 災害発生状況は、労働者死傷病報告より作成したものの。

2. 休業4日以上死傷災害は、死亡災害を含む。

熱中症を防ごう！

茨城県内の職場での熱中症による休業4日以上死傷者は、平成20年以降では、昨年の30人が過去最高となっています。死亡災害は昨年も発生しています。

職場の熱中症対策は万全か自主点検をしましょう。

熱中症の予防対策

1 作業環境管理

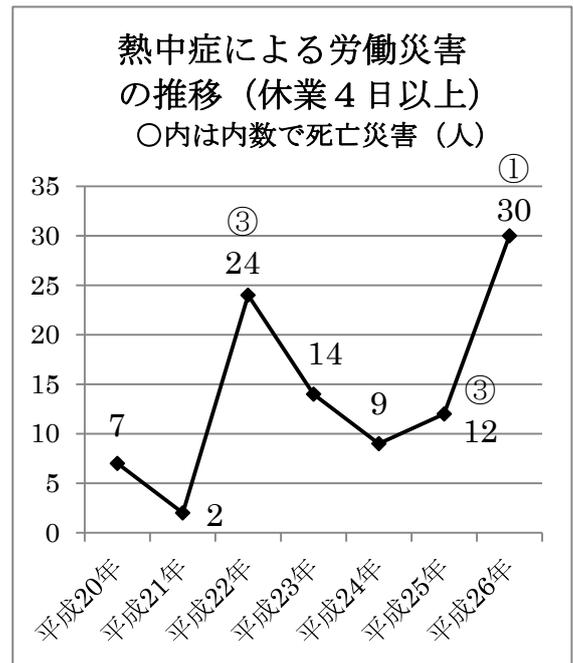
- ・冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。
- ・氷・冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。
- ・水分・塩分の補給を、定期的かつ容易に行えるよう、飲料水などを備え付けましょう。
- ・たとえ温度が低くても、湿度が高い場合には熱中症になるおそれがあることに注意しましょう。
- ・暑さ指数（WBGT値）を測定し、熱中症発生のリスクの把握と対策に活用しましょう。
- ・高温多湿な作業場所においては、熱を遮る遮へい物、直射日光・照り返しを遮ることができると簡易な屋根、通風・冷房の設備を設置しましょう。

2 作業管理

- ・WBGT値、作業の状況に応じて、作業の休止時間・休憩時間の確保、連続作業時間の短縮、身体作業強度が高い作業の回避、作業場所の変更等の対策を講じましょう。
- ・計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けましょう。
- ・のどの渇きを感じなくても、定期的な水分・塩分の摂取を行うよう指導し、チェック表、作業中の巡視における確認などにより、摂取を徹底しましょう。
- ・透湿性、通気性の良い服装をさせましょう。
- ・作業中は巡視を頻繁に行い、定期的に水分・塩分を摂取しているか、健康状態に異常はないかを確認しましょう。

3 健康管理

- ・糖尿病、高血圧症、心疾患などの疾患は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
- ・睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
- ・熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の労働者に対して、熱中症を予防するための対応が必要であることを知らせ、主治医から熱中症を予防するための対応の指示があった場合は、事業者申し出るよう指導しましょう。
- ・作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認しましょう。
- ・熱中症を疑わせる症状が現れた場合には、救急措置をとり、必要に応じ救急隊を要請し医師の診察を受けさせてください。



第30回男女雇用機会均等月間 ～男女雇用機会均等法施行から30年～

厚生労働省は、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としています。

茨城労働局では、県内の事業場における男女雇用機会均等法及び省令・指針の一層の周知徹底と履行確保、とりわけ妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止及び母性健康管理措置の周知徹底を図るため、男女雇用機会均等月間中、集中的に広報・啓発活動等を行います。

STOP! マタハラ

「妊娠したから解雇」「育休取得者はとりあえず降格」は違法です
妊娠・出産・産休・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱い(いわゆる「マタニティハラスメント」、「マタハラ」)は、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法で禁止されています。

茨城労働局雇用均等室では、法律に関する情報提供のほか、労使双方からの相談内容に応じて解決策のアドバイスを行います。ご相談は無料。電話・来室・手紙、いずれでもご相談できます。

茨城労働局雇用均等室 <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階

TEL:029-224-6288 FAX:029-224-6265

「キャリアアップ助成金」について

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度（以下、6コース）をご活用ください。

- ◆ 正規雇用等転換コース
- ◆ 多様な正社員コース
- ◆ 人材育成コース
- ◆ 処遇改善コース
- ◆ 健康管理コース
- ◆ 短時間労働者の週所定労働時間延長コース

◎詳細は、ホームページをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

「高齢者雇用確保措置」について

事業主の皆様には、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(以下、「法」といいます。)により、65歳までの高年齢者雇用確保措置を講じる義務が課せられます。

◎65歳までの「高年齢者雇用確保措置」とは

定年年齢を65歳未満としている事業主は、次の①から③の措置(高年齢者雇用確保措置)のいずれかを実施してください。



- ① 定年年齢を65歳まで引き上げ
- ② 希望者全員を65歳まで継続雇用する制度の導入
- ③ 定年制の廃止

法第9条は、高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、定年年齢を65歳未満としている事業主に、高年齢者雇用確保措置として、上記の①から③のうち、いずれかの実施を義務づけています。

【継続雇用制度とは】

現在、雇用している高年齢者を、本人の希望によって、定年後も引き続き雇用する制度で、次のようなものがあります。

- ◆再雇用制度: 定年でいったん退職とし、新たに雇用契約を結ぶ制度
- ◆勤務延長制度: 定年で退職とせず、引き続き雇用する制度

<問い合わせ先>

- ・茨城労働局職業安定部職業対策課 (TEL029-224-6219)
- ・各ハローワーク



「平成28年3月新規学校卒業者の就職に関する申し合わせ」が決まる！

平成27年4月27日、産・学・官の関係者出席のもと、茨城県就職問題検討会議を開催し、新規中学校、高等学校卒業者の求人活動などについての「申し合わせ」を決定しました。

早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図ることを目的としています。

平成28年3月新規学校卒業者に関する採用選考に係る主なスケジュールは次の通りです。

	中学校卒業予定者	高等学校卒業予定者
求人申込み 及び受理	安定所において6月20日から開始 (他安定所への求人連絡は7月1日 以降)	安定所において6月20日から開始 (求人者への返戻、学校への求人票 の提出は7月1日以降)
推薦・選考	来年1月1日以降開始	9月5日以降推薦開始(文書到達主義)、 9月16日以降選考開始 10月1日以降は1人2社まで応募・推薦 可能
就業開始	来年4月1日以降	卒業後

※採用選考にあたって、事業主の皆さまにおかれましては次のことに配慮いただく必要があります。

- ①出身地、家族の職業、経済的条件、家庭環境等を採否決定の判断資料とすることなく、応募者本人の有する適性と能力を引き出し、これを効果的に発揮させるという観点に立ち、合理的な選考がなされるようにすること。
- ②男女雇用機会均等法及び指針の募集・採用の部分に関して、女子と男子の均等な機会が与えられるとともに、障害者に対しては、格別の考慮がなされるようにすること。

若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業の皆さま 「若者応援宣言企業」になりませんか？

●「若者応援宣言事業」とは…

一定の労務管理の体制が整備されており、若者（35歳未満）のための求人を提出し、若者の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援宣言企業」として、積極的にPR等を行う事業です。なお、宣言するには一定の基準がありますので、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

●「若者応援宣言企業」になるメリットは？

1	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	御社の魅力をアピールできます	茨城労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極的にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援宣言企業」を名乗ることができます	「若者応援宣言企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極であることを対外的にアピールすることができます。

<問い合わせ先>

- ・茨城労働局職業安定部職業安定課紹介係 (Tel.029-224-6218)
- ・各ハローワーク

「夏の生活スタイル変革」に向けた取組を

～ 朝型勤務、フレックスタイム制等の活用 ～

茨城労働局労働基準部監督課

TEL 029-224-6214

明るい時間が多い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する国民運動が展開されています。

夏の生活スタイル変革は、

長時間労働の抑制

ワークライフバランス

仕事の効率化を通じた労働生産性の向上

余暇充実による需要創出

に資するものであり、国民が豊かさを実感することにつながるものです。

茨城労働局「働き方改革」推進本部では、働き方改革の一環として、朝型勤務を中心とする夏の生活スタイル変革を推進しています。

朝型勤務等の導入は、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を、可能な範囲で行うことが望まれます。



朝型勤務等の取組例

1 勤務時間の繰り上げ

就業時間を繰り上げるもの。通勤時間帯をずらすことにより、渋滞や混雑を避けることができ、通勤のストレス低減にも効果的である。

2 時差出勤制

原則の就業時間帯に加え、繰り上げた就業時間帯を設定し、選択できるようにするもの。

3 朝型フレックスタイム制

朝の時間帯に向けてフレキシブルタイムを延長し、朝型勤務へ誘導するもの。

6:00 8:00 10:00 16:00 18:00 20:00

フレキシブルタイム	コアタイム	フレキシブルタイム
-----------	-------	-----------



フレキシブルタイム	コアタイム	フレキシブルタイム
-----------	-------	-----------

4 朝型残業優遇制度

朝型残業に対し、割増賃金率の引き上げ、軽食の支給などの優遇策を行い、朝型残業へ誘導するもの。

夏の生活スタイル変革取組の留意点

- 1 労働時間の延長とならないようにするために、夜間残業の禁止・制限の設定、総労働時間の制限等労働強化につながらないような配慮を行い、労働者の理解と協力を求める。
- 2 適用困難な労働者(子供を保育所に預ける労働者、老親を介護している労働者、業務の都合上困難な労働者等)に対して、朝型勤務の適用を除外するとともに、そのことを周知するなど、働きやすい環境作りを行う。
- 3 午前中の労働時間が長くなり疲労する場合は、午前中に休憩時間を設定する等、労働者の健康への配慮を行う。

労働委員会では、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用下さい。

🌱 今期の事件の状況

🌱 **審査事件**（労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度）

・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。係属中の事件は**3件**です。

🌱 **調整事件**（労働組合と使用者との労働紛争について話し合いにより解決を図る制度）

・・・当該期間中に新規申請が**3件**ありました。

また、**1件**の係属事件が終結しました。係属中の事件は**3件**です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
㈱G争議	運輸業, 郵便業	H27. 3. 6 労働組合	人事制度の適切な運用について 組合員の異動の撤回について
㈱H争議	運輸業, 郵便業	H27. 3. 6 労働組合	団体交渉の議事録確認について
㈱I争議	医療, 福祉	H27. 3. 17 労働組合	団体交渉の促進について

【終結事件の概要】

事件名	業種	争議名	あっせん 事項	終結状況
㈱F争議	飲食サービス業	H27. 1. 26 労働組合	団体交渉の応諾	自主的に、団体交渉が開始され、あっせんでの調整が不要になったことから、平成 27 年 2 月 18 日、あっせん不開始とし、本件争議は終結。

🌱 **個別あっせん事件**（労働組合に加入していない労働者と使用者との労働紛争について話し合いにより解決を図る制度）

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。

あっせん員候補者の公示

あっせん員候補者を平成 27 年 4 月 27 日付けで公示しましたので紹介します。

氏名	委嘱年月日	現職
こいずみ なおよし 小泉 尚義	平成 9 年 11 月 20 日	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
やまもと けいこ 山本 圭子	平成 22 年 12 月 1 日	法政大学法学部講師 茨城県労働委員会公益委員
いしはま たかし 石濱 孝	平成 24 年 12 月 3 日	茨城県労働委員会公益委員
おおば としひこ 大場 敏彦	平成 24 年 12 月 3 日	流通経済大学法学部教授 茨城県労働委員会公益委員
きじま ちかお 木島 千華夫	平成 24 年 12 月 3 日	茨城県弁護士会会長 茨城県労働委員会公益委員
わだ ひろみ 和田 浩美	平成 24 年 12 月 3 日	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長 茨城県労働委員会労働者委員
おのせ てつお 小野瀬 哲生	平成 22 年 12 月 1 日	日本郵政グループ労働組合茨城連絡協議会議長 茨城県労働委員会労働者委員
くろえ まさおみ 黒江 正臣	平成 26 年 12 月 1 日	全日本自治団体労働組合茨城県本部執行委員長 茨城県労働委員会労働者委員
やまもと いさむ 山本 勇	平成 26 年 12 月 1 日	JAM 北関東茨城県連絡会副会長 茨城県労働委員会労働者委員
ぬまた たかひろ 沼田 孝博	平成 26 年 12 月 1 日	茨城県電力関連産業労働組合総連合会長 茨城県労働委員会労働者委員
うちた つとむ 内田 勉	平成 18 年 12 月 1 日	株式会社カスミ常勤監査役 茨城県労働委員会使用者委員
しみず けんいち 清水 賢一	平成 22 年 12 月 1 日	一般社団法人茨城県経営者協会顧問 茨城県労働委員会使用者委員
やすだ ひとし 安田 仁四	平成 24 年 12 月 3 日	一般社団法人茨城県経営者協会人事労務相談室長 茨城県労働委員会使用者委員
たておか つかさ 館岡 司	平成 24 年 12 月 3 日	株式会社日立製作所電力システム社日立事業所副事業所長兼グローバルビジネスマネジメント本部長 茨城県労働委員会使用者委員
みのべ ただし 美濃部 正	平成 24 年 12 月 3 日	新日鐵住金株式会社鹿島製鐵所労働・購買部長 茨城県労働委員会使用者委員
いしかわ かずひろ 石川 和宏	平成 27 年 4 月 16 日	茨城県労働委員会事務局長

たちばな 橘 秀幸	ひでゆき	平成 27 年 4 月 16 日	茨 城 県 労 働 委 員 会 事 務 局 次 長
いちげ 市毛 直光	なおみつ	平成 27 年 4 月 16 日	茨 城 県 労 働 委 員 会 事 務 局 総 務 調 整 課 長
さがわ 佐川 聡	さとし	平成 26 年 4 月 17 日	茨 城 県 労 働 委 員 会 事 務 局 審 査 課 長

❁ 労働委員会用語講座



❁ 「あっせん員」について ❁

平成 27 年 4 月 27 日に茨城県労働委員会におけるあっせん員候補者が公示されましたが、あっせん員が労働委員会のあっせんにおいてどのような役割を果たすのかご存じない方も多いのではないのでしょうか。

労働委員会のあっせんは、会長の指名するあっせん員が、労働争議の両当事者の間に立って双方の主張の争点を確かめ、その妥協調整に助力して当事者の自主的な相互の歩み寄りを図ることにより、当該事件を妥結に導く争議解決の方法です。あっせん員は、今回公示されたあっせん員候補者の中から指名されます。あっせん員候補者には、公益を代表する者（弁護士など）、労働者を代表する者（労働組合の役員など）、使用者を代表する者（会社役員など）など学識経験を有し、労働争議の解決に援助を与える能力のある者が選ばれます。

あっせんの際には、紛争の内容等を勘案し、原則として公・労・使のあっせん員候補者の中から 1 名ずつあっせん員が指名されます。公益を代表するあっせん員は公平な第三者の立場に立つ者であり、労働者を代表するあっせん員、使用者を代表するあっせん員も単なる利益代表ではなく、労働争議当事者双方の事情を正しく理解し、あっせんに反映させていく立場にあります。

以上のように、労働委員会では、異なる立場のあっせん員が複数であっせんに携わることにより、労働争議当事者双方の意向をより丁寧に反映させながら、公正で円滑なあっせんを行っておりますので、是非ご活用下さい。

【お問い合わせ先】

茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029-301-5563(総務調整課), 029-301-5568 (審査課)

E-mail : roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL : <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>



地域産業人材UIJターン・定着促進事業

◆事業の目的◆

本県産業を担う人材の確保・定着を図るため、県内外の大学及び経済団体と連携し、インターンシップの実施をはじめ、都内学生等を対象とした合同就職面接会の開催による本県へのUIJターンと、県内学生向け企業セミナーの実施等による地元定着を促進する。

◆事業の内容◆

大好きいばらきUIJターン・定着応援“くらぶ”の運営

- 県や県内外の大学、経済団体等が構成員となり、UIJターンと地元定着に向けた推進体制を構築
- 県主催の就職面接会や県内企業の就職情報の提供、大学や学生のニーズ把握

大好きいばらきインターンシップ促進事業

- 県内企業の魅力をアピールするインターンシップを実施し、UIJターンの契機をつくる。
- 参加対象：県外及び県内の大学在学3年生及び2年生

大好きいばらきUIJターン促進事業

- 県外学生向けの合同就職面接会や県内企業を巡るバスツアー等の開催
 - * 合同就職面接会（8月予定）
 - * 参加企業数：県内中小企業等（50社を予定）
- 大好きいばらき就職応援サイト（仮称）の構築
 - * 大手就職支援事業者のHP上に就職情報サイトを構築し、登録学生に就職情報等をピンポイントで発信
- 中小企業サポート人材受入助成金の創設
 - * 経営や販路拡大等の専門人材を都内大企業等から県内中小企業等へリクルートするための『お試し就業』に必要な人件費の一部を支援



地元就職・人材定着支援事業

- 県内大学生の県内企業への就職を促進する学内企業セミナーやバスツアーの開催
- 大学就職担当者等と企業採用担当者との連携促進：交流会の開催

第86回メーデーが実施されました



連合茨城（和田会長）は4月25日、水戸市の県三の丸庁舎広場にて、県中央メーデーを開催し、「安定雇用の実現」や「労働者派遣法の改正阻止」などを訴えました。（参加者約1,200人：主催者発表）。

『平和を守り、雇用を立て直す！～今こそすべての働く仲間の結集で未来につながる安心を！～』



茨城労連（榊原議長）は5月1日、水戸市・千波湖公園はなみずき広場にて、県中央メーデーを開催し、「労働法制の改悪反対」や「戦争法制NO！」などを訴えました。（参加者約200人：主催者発表）

『働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう』

仕事と生活の調和支援奨励金について

仕事と生活の調和支援奨励金のご案内

県では、育児・介護休業法が努力義務としている休業制度や短時間勤務制度等を導入し、従業員に一定の期間利用させた中小企業主へ奨励金を支給しています。

★支給金額及び支給人数★

支給金額 1人目：30万円、2人目：10万円（1事業主あたり 2人目まで）

奨励金の支給には要件がありますので、詳細は県労働政策課あてお問い合わせ下さい。

◆ お問い合わせ・お申込み先

茨城県商工労働部労働政策課 労働・経済福祉グループ

電話 029-301-3635 FAX 029-301-3649

労働政策課ホームページ 【ワーク・ライフ・バランス関係はこちら↓】

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/wlbtot.html>

